

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 7 月に町役場を退職した後、37 年 10 月に市役所で国民年金の加入手続きを行い、共済の退職一時金で約 1 年分の保険料を市役所出張所で一括して納付した。今回、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について保険料が未納となっていることに納得がいかないなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9 か月と比較的短期間である。

また、申立人の妻は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から満 60 歳に到達する時点まで、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付済みであり（第 3 号被保険者期間を含む。）、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 10 月 29 日に払出されており、資格取得日は 36 年 7 月 15 日となっている。この払出日を前提にした場合、申立期間に係る国民年金保険料は、過年度分保険料として納付することが可能である。

加えて、申立人の妻は、申立人が国民年金保険料を一括納付するため市役所等に出掛ける際の状況を具体的に記憶しており、申立人の主張は信ぴょう性が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から同年6月まで
② 昭和57年9月から61年3月まで

私（申立人の代理人である夫）は、妻の「ねんきん特別便」を見て、妻の国民年金加入期間に未納及び未加入期間があることを初めて知った。

私の妻は、私と婚姻する前に実家の両親と共に昭和36年4月から国民年金に加入しており、婚姻（昭和37年6月）後は専業主婦であったので、私が妻の国民年金保険料をA町役場で納付していた。私は、自宅に郵送されてきた納付書と現金を役場窓口に持参して前納（1年分）又は3か月ごとに保険料を納付し、その場で領収書を受け取っていた。

私は、妻の国民年金保険料を適切に納付していたので、社会保険庁の年金記録に未納や未加入期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間①を除き、保険料をすべて納付している（第3号被保険者期間を含む。）。

申立期間①については、3か月と短期間であるとともに、申立人に係る社会保険事務所の特殊台帳には、昭和40年4月分の国民年金保険料が特例納付により収納された記録が確認でき、行政機関における納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

一方、申立期間②については、申立人の国民年金被保険者資格に係る市町村の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）をみると、昭和57年9月21日に資格喪失、61年4月1日に資格取得（第3号）との記録があり、申

立期間は未加入期間であったため、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、市町村の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）、社会保険事務所の特殊台帳及び社会保険庁のオンライン記録（基本）における申立人の資格は一致しており、行政機関の記録管理に不合理な点はみられない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から27年3月1日まで

平成19年に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた全期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を受けた。

私は、震災から半年ぐらい経った昭和24年の春に、母の紹介でA株式会社（本社工場）に入社し、27年3月に結婚退職するまで当該工場で正社員として勤務していた。

申立期間当時、私がA株式会社で勤務していたことは間違いなく、当時の仲間に加え記録がある一方、自分だけ加入記録が無いことは考えられない。

当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立期間当時と一緒に勤務していたとする元同僚の中には、当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していない者もみられる。

また、当該事業所の元事業主は、「私がA株式会社に入社した昭和26年ころは、引揚者を含めたアルバイトの従業員及び本人が希望する場合は、厚生年金保険に加入させない取扱いだったと聞いたことがある。」と供述している。

さらに、申立期間当時のA株式会社の給与庶務担当者が既に死亡してい

るほか、当該事業所が平成7年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 25 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 25 日まで A 事業所に勤務していたが、一緒に働いていた同僚は厚生年金保険に加入しているのに、私に厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について A 事業所における作業内容等を詳細に記憶していることから、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主は、「申立期間当時の関係資料が保存されておらず、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚 3 名の厚生年金保険の加入記録をみると、入社 3 か月後又は約 1 年後に厚生年金保険被保険者資格を取得している実態が見受けられることから、申立期間当時、事業主は、従業員ごとに異なった取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、申立期間について社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

加えて、申立人が当該事業所に勤務していたと主張する申立期間について、国民年金保険料を全額納付しているほか、申立期間の一部については、

国民健康保険に加入していることが社会保険庁の特殊台帳及びB町役場への照会結果から確認することができる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月31日から同年11月1日まで
私は、平成2年4月1日からA株式会社に勤務していたが、都合により同年10月31日に希望退職した。この間、毎月、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを記憶している。

私が公益法人Bを退職した平成7年の秋ごろ、A株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録が2年10月31日となっていることが分かった。このため、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録を平成2年11月1日に訂正するよう社会保険事務所に求めたところ、8年2月2日付けで請求どおり記録が訂正された。

しかしながら、この訂正された期間が保険給付の対象期間とされておらず、私の年金給付額が1か月少なくなっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

人事発令書及び雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に平成2年4月1日から同年10月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

ところで、申立人は、平成2年分給与所得の源泉徴収票を所持しており、この源泉徴収票には、社会保険料控除額として173,922円と記載されている。

そこで、この源泉徴収票に記載された社会保険料控除額を検証してみると、平成2年4月1日から同年10月31日までの社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料をいう。）として給与から控除されるべき金額と比べ、1か月程度の社会保険料に相当する金額が不足することから、同年10月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていな

かったことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時の担当者が不在である上、会社の合併等により資料が無いため分からない。」と回答しており、その事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、既に平成8年2月2日付けで2年10月31日から同年11月1日に訂正されているが、これは、保険者の保険料を徴収する権利が消滅した後に行われた確認請求に基づくものであり、申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の対象となる期間と認めることはできない。

福井厚生年金 事案 138

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 41 年 7 月 31 日まで
平成 20 年 7 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和 35 年 7 月 1 日から 41 年 7 月 31 日までの期間について脱退手当金が支払われた旨の回答を受けた。

申立期間当時、私は、脱退手当金の制度を知らず、平成 18 年春ごろに年金記録を確認した際に初めて知ったことから、脱退手当金を受け取ったことも無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立人が申立てに係る事業所を退職した後 10 年以上にわたり国民年金への加入手続を行っておらず、脱退手当金を受給したとされる時期において、年金に対する意識の高さうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。